

いちい信用金庫は健全経営に徹しています

貸出金等の債権について、資産査定マニュアル等に基づき厳正、厳格に自己査定を行っております。さらに内部監査や外部監査(公認会計士による監査)を受け適正とされた金額を開示しております。

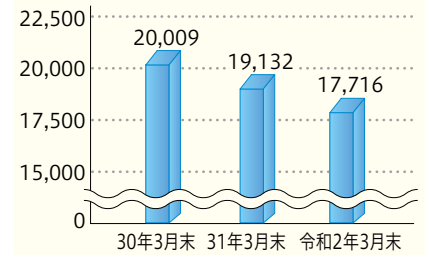
不良債権として開示しているものすべてが、必ずしも損失に繋がるものではありません。それらの債権については担保および確実な保証により保全されているほか、定められた方法による必要な引当金をすべて計上しており、万全な体制となっております。

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
破綻先債権	147	112	144
延滞債権	17,222	17,375	16,225
3ヵ月以上延滞債権	214	204	82
貸出条件緩和債権	2,424	1,439	1,264
合 計	20,009	19,132	17,716

(単位:百万円)



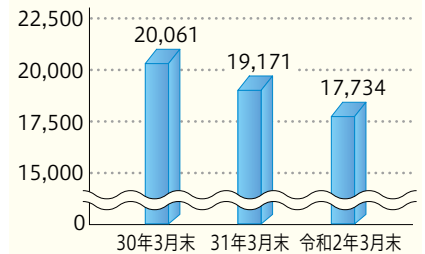
- (注) リスク管理債権は、対象債権を「貸出金」としており、債務保証見返・未収利息・仮払金は含まれておりません。
- 破綻先債権…税法基準により未収利息を不計上とすることが認められている貸出金のうち、手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者や破産法の規定による破産手続開始の申し立てがあった債務者などに対する貸出金です。
 - 延滞債権…未収利息を不計上とした貸出金のうち、上記「破綻先債権」および「金利棚上げ債権」に該当する貸出金を除いた未収利息不計上貸出金です。(現に延滞していない債権が含まれております。)
 - 3ヵ月以上延滞債権…元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で上記「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 貸出条件緩和債権…債務者の経営支援を図ることを目的として、例えば、貸出期限の延長や返済金の一時減額等債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で上記「破綻先債権」、「延滞債権」および「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

金融再生法に定める開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,556	5,079	4,631
危険債権	11,866	12,446	11,756
要管理債権	2,639	1,644	1,346
小計	20,061	19,171	17,734
正常債権	388,607	391,552	388,435
合 計	408,669	410,723	406,169

(単位:百万円)



- (注) 金融再生法に定める対象債権は、「貸出金」だけでなく、債務保証見返・未収利息・仮払金が含まれます。
- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権…破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権(破産更生債権等)です。
 - 危険債権…債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
 - 要管理債権…自己査定において要注意先に区分された債務者のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。
 - 正常債権…債務者の財政状況および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいいます。

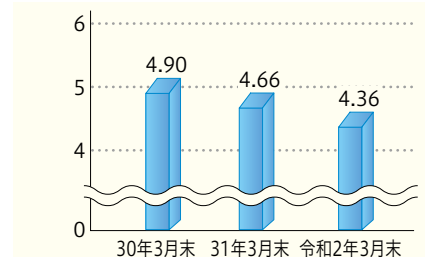
(注) このグラフは正常債権を除いております。

不良債権比率の状況(金融再生法)

(単位:%)

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
不良債権比率	4.90	4.66	4.36

(単位:%)



(注) 1. 令和2年3月末の金融再生法に定める開示債権額のうち、不良債権は17,734百万円となり、全体に占める割合(不良債権比率)は4.36%となっております。

$$2. \text{不良債権比率} = \frac{\text{破産更生債権およびこれらに準ずる債権} + \text{危険債権} + \text{要管理債権}}{\text{総与信額}}$$

リスク管理債権の保全状況 (令和2年3月末)

(単位:百万円)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等		保全額 (D)=(B)+(C)	差額 (A)-(D)
		(B)	貸倒引当金 (C)		
破綻先債権	144	98	46	144	0
延滞債権	16,225	11,258	3,200	14,458	1,766
3ヵ月以上延滞債権	82	54	7	62	19
貸出条件緩和債権	1,264	340	118	458	805
合 計	17,716	11,751	3,372	15,124	2,592

金融再生法に定める開示債権の保全状況 (令和2年3月末)

(単位:百万円)

区 分	開示残高 (A)	担保・保証等		保全額 (D)=(B)+(C)	差額 (E)=(A)-(D)
		(B)	貸倒引当金 (C)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,631	2,727	1,903	4,631	0
危険債権	11,756	8,644	1,344	9,989	1,766
要管理債権	1,346	394	126	521	825
金融再生法上の不良債権	17,734	11,767	3,374	15,141	2,592
正常債権	388,435				
合 計	406,169				

● 金融再生法に定める開示債権の保全状況に関する補足説明

- ・ 差額(E)は、基準上引当を必要としない額であります。
- ・ 貸借対照表では貸倒引当金として、表の3,374百万円の他一般貸倒引当金を含む、4,126百万円を計上しております。
- ・ 基準上引当を必要としない額2,592百万円(E)は、回収を見込んでおりますが、仮に一部が回収困難となったとしてもその額は特別積立金等(剰余金処分後)39,525百万円からみて僅かであり、資産の健全性を十分に確保しております(下図参照)。

